

国道48号 仙台西道路 特殊車両の通行許可の取扱い変更について

昭和58年の開通以来、特殊車両の通行許可対象外としておりました仙台西道路において、物流の効率化及び並行する県道の安全性向上を図るため、特殊車両の通行許可にあたり、取扱いを変更いたします。

- ◆ 対象区間：国道48号 仙台西道路（延長5.2km）
起点：仙台市青葉区大町二丁目13-12地先（晩翠通交差点）
終点：仙台市青葉区折立四丁目74-7地先（折立跨道橋）
- ◆ 開始日：令和6年8月5日（月）より
- ◆ 変更内容：
一般的制限値（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）のうち車両の幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、最小回転半径12mなどの条件を1つでも超える特殊車両について、申請に基づき、通行許可の対象となります。
なお、車両総重量20t超、軸重10t超の特殊車両は引き続き通行を許可することはできませんのでご留意願います。

【記者発表先】：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

（特殊車両通行の許認可に関すること）

道路管理第一課長 あら ひろゆき 荒 博之 TEL 022-304-1814

（仙台西道路に関すること）

道路管理第二課長 さかもと ともこ 坂本 智子 TEL 022-304-1811



国道48号 仙台西道路 特殊車両通行禁止区間における 通行許可の取扱い変更について

昭和58年の開通以来、特殊車両の通行許可対象外としている仙台西道路において、物流の効率化及び並行する県道の安全性向上を図るため、特殊車両の通行許可にあたり、取扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。

- ◆ 対象区間: 国道48号 仙台西道路(延長5.2km)
起点: 仙台市青葉区大町二丁目13-12地先(晩翠通交差点)
終点: 仙台市青葉区折立四丁目74-7地先(折立跨道橋)
- ◆ 開始日: 令和6年8月5日(月)より
- ◆ 変更内容:
一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)のうち車両の幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、最小回転半径12mなどの条件を1つでも超える特殊車両について、申請に基づき、通行許可の対象となります。
なお、車両総重量20t超、軸重10t超の特殊車両は引き続き通行を許可できませんのでご留意願います。



- ◆ 規制情報は『仙台河川国道事務所』のHPからもご覧になれます。
URL: <https://www.thr.mlit.go.jp/sendai/nishikoku/nishikoku.html>

【お問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 道路管理第一課

TEL: 022-304-1814